

あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会（第3回） 議事録

日時：平成29年11月27日（月）14時～

場所：あま市役所甚目寺庁舎 2階 第一会議室

1. あいさつ

2. 協議事項

(1) 第2次あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画（素案）について

(2) 「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等（素案）」パブリックコメントの実施について

3. その他

1. あいさつ

委員長： 本日は大変皆様お忙しいところ、第3回のあま市障がい者計画およびあま市障がい福祉計画等策定委員会に定刻通り参集賜りまして御礼を申し上げます。今回の策定委員会にあたりまして、皆様の忌憚のないご意見、それを反映してより良い計画を作っていくというふうに願っております。それでは、事務局挨拶をお願いします。

事務局： 改めまして皆さんこんにちは。福祉部長の加藤でございます。本日はお忙しい中、本策定委員会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。今回の策定委員会では、計画全体の素案とそれからパブリックコメントの実施について、委員の皆様より忌憚のないご意見をいただきまして、より良い計画になりますよう進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長： それでは事務局のほうから本日の説明についてよろしくお願い致します。

事務局： 社会福祉課長の松永です。よろしくお願い致します。第3回の策定委員会はあま市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条に基づき、公開で開催いたします。傍聴人の方につきましては、受付でお渡ししました「傍聴にあたっての遵守事項」をお守りください。それから本日この委員会におきまして、計画の業務を委託しております、株式会社サーベイリサーチセンターの杉田も同席させていただきたいと思っておりますので、委員長の許可をお願いいたします。

委員長： それでは、杉田氏の同席を許可します。また本日、山田委員より欠席の届けをいただいておりますので、ご報告させていただきます。合わせて本日、傍聴寺本隆男氏より傍聴の申し

込みがありましたので、これを報告させていただきます。

続きまして事務局より本日の配布資料について確認、説明をお願いします。

事務局： まずはじめに資料の確認をします。まず次第、それから配席図。それからホッチキス留めになりました第2次あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画素案になります。これが資料1となります。それからその下に、「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等(素案)」パブリックコメントの実施についてというのが資料2になります。以上4点でございます。事前にお送りしました資料1と資料2につきましては、字句の訂正等いたしましたので、本日準備いたしました資料1と資料2をご使用ください。皆様、資料の不足はございませんでしょうか。

2. 協議事項

(1) 第2次あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画(素案)について

委員長： それでは議事に入らせていただきます。(1)第2次あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画案についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 障害福祉係長林と申します。本日はよろしくお願いたします。申し訳ありませんが着席にてご説明させていただきます。本題に入る前ですが、以前委員様よりご質問、ご提案のあった案件については、素案の中に盛り込みながらご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

《 説明省略 》

ざっと説明させていただきましたが、以上で(1)第2次あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画(素案)のご説明を終わらせていただきます。

委員長： 大変長くご苦労様でした。林係長、22ページ、口頭説明の中でグループホームの所在地・人数があったと思うのですが、その資料は紙ベースで持ってみえますか。それは皆様にお配りすることができますか。

事務局： ちょっとお名前が入っているので。

委員長： 名前抜きで、後で結構ですからせっかく報告いただいたので、口頭で書き込めない内容になっておりますので、資料としてやはり皆さんが持つべきだと思いますので、後ほどで結構ですから配布してください。

事務局： 承知しました。

委員長： それではただいま事務局から報告・説明がありました。皆様のほうからご意見や質問がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。それでは静谷委員、どうぞ。

委員： 比べてみたら分かったことなのですが、送っていただいた資料の82ページの2の地域共生の基盤づくりというところの、「1.相談支援の充実」で相互支援協議会という言葉があったのですよね。相互支援協議会とは一体何だろうと思ひまして、その後ろにもあったので、これはミスプリではなくてそういう組織があるのでその説明をしていただきたいと思ひましたら、今日いただいた資料には総合支援協議会と訂正してありましたので、こちらにいただいた資料にちゃんと総合支援と入っている部分もあるのですよね。だからてっきり別の相互支援協議会があると私はこの資料を見る限りで思ひたので、これは結局海部東部障害者総合支援協議会のことを指しているわけですよね。2ヶ所か3ヶ所間違っていましたけど。よろしいのでしょうか。

事務局： すみません、今回素案でございますが、全体をいろいろ盛り込んだ関係で、委員の皆様にお配りできる最新の資料と、その後また1週間をかけて訂正させていただきましたので、そういったご指摘があるかと思ひますので、今日お渡しした素案でご指摘いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長： では続いて、静谷委員。

委員： 今日いただいた116ページのところの、第5期の数値目標、地域生活支援拠点というのは具体的にどんなものを指すのでしょうか。圏域に少なくともひとつを整備すると書いてありますけれども、これはどういう機能を持った、具体的にどういうものを指すのでしょうか。ちょっと理解ができないので教えてください。

委員長： 林係長よろしいですか。

事務局： 地域生活支援拠点といひますのは、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するものです。障がい者が地域で安心して暮らすために支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とするものでございます。事業の内容といたしましては、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備するということでございます。こちらの地域生活支援拠点というものを、国の指針のほうでは圏域に少なくともひとつを整備することを基本とするということになっているのですけれども、その前に基幹相談センター、地域の相談機関の充実を図りながら、その上でこの地域生活支援拠点ということになりますので、もう少し大きな拠点というものにはなっております。

委員： 結局、今の相談支援事業がありますよね。それをもっと幅広い、今例えば相談支援事業が

90度くらいの角度で相談をやっているとしたら、360度のものを引き受けるような機能を持ったものを作るという意味合いでしょうか。この拠点というのは海部東部圏域のことを指しているのでしょうか。

委員長： はい、では2つの答弁、よろしくお願いします。

事務局： 静谷委員様がおっしゃるようなイメージです。圏域というのは海部圏域、海部郡全体になりますので、あま市単独で行える事業ではありませんので、海部の圏域にひとつでも整備をすることを基本として、圏域会議等でもこれから相談していくという形になってくると思います。

委員： 総合的に360度を網羅しているという意味合いで受け止めたならば、そこに成年後見センターというのも含まれているのでしょうか。

委員長： よろしいですか、答弁のほう。はい、では林係長。

事務局： 国の示された資料を見る限り、後見人制度といった表記はないのですが、ただ施設に入るとかそういうことになってくると、後見人は必要な制度になってくると思います。

委員長： 岡崎委員、どうぞ。

委員： 92ページ、差別解消の推進。先日も広報で入っていましたよね。実はこれ、車椅子体験ということでやらせてもらっています。最近旧甚目寺でやってきました。去年、障害者差別解消法が施行されましたが、その中に合理的配慮という言葉がありますよね。恐らくこの辺で初めて合理的配慮が出てきたのではないかと。例えば皆さんご存知だと思うのですが、2週間くらい前から名古屋のお城の関係がありますよね。お城を木造に改修しますという。ネットとかいろいろなもの調べておりましたら、要するに車椅子は一切上がれないと。最初施工する前には小さいエレベーターをつけますという案だった。それが河村市長さんとか委員会のメンバーの中で階段昇降機にしましょうという案が出た。それで間口はどれくらいかと思って見ていたのです。そうしたら7尺、2mそこそこなのです。そこに例えば階段昇降機をつけたら止まってしまう。それに対して本当にできるかなという思いがある。隣の市というか愛知県代表、名古屋城といった健康な時はよく行っていたのですが、それと健康な時に、犬山城。2、3回上がった経験があります。急勾配で恐らく3人登れない。これが出来てから400年くらい、成瀬家という方が管理されてきたのですが、たまたま末裔の方が車椅子になられて、千葉のほうで生活されていた。僕は知り合いだったので、今は亡くなってしまったのですがそういう経験がありました。

それと、合理的配慮ってどこまで、という部分がある。例えば今後名古屋城をどうしていくかということと、108ページ、駐車スペース云々というところがあります。人に優しい建築物、

道路、公園、トイレ、駐車スペースを整備していきますというお話です。実はある病院に対して合理的配慮をしてくださいという運動をやっています。というのはこの病院が 500 から 600 台ほどの一般の駐車スペースを持っている。その中で車椅子専用というのが 11 しかない。よく車椅子が集まる病院なのです。今まではスペースに三角コーンが置いてあって、この 3 月までは係の方がどけてくださった。そうしたらそれがいなくなった。削減して 4 人いたのが 2 名になった。病院に来る人は恐らく体の調子が悪いのか、体調が悪いのかという方ですよね。すみません、ちょっとどけてくれませんかとなかなか言いづらい。それを含めて病院施設側で、3 ヶ月前くらいですけど、今後どうなるのですかという表現をさせてもらいました。そうしたら思いやり駐車場。例えば妊婦さん、老人の方、車椅子の方。そういうスペースでやりますと。それが 10 台くらいを定員とすると。ちょっと待ってください。思いやりという部分だと、人口編成でいうとこれから 65 歳以上は 4 分の 1、4 人に 1 人。これになってしまったら誰でも OK になってしまう。そういう場合に僕の意見として、自分たちの団体の意見として、車椅子専用にしてほしいという意見を出させてもらいました。それは方式としては滋賀県がそれを実施している。思いやり部分と車椅子専用という形で分離している。だからそういう部分は実例があるので、合理的配慮ということで。例えばあま市民病院の格差ということで地面から 3m くらい上がっていますよね。あれをせめてスロープに屋根くらいつけてくださいと。そういう面で本当に合理的配慮という言葉をもう少しいろんな面で入れてもらえればと思います。

それからもう 1 点、いろんな面で相談支援というのが前面に出てきますよね。相談機関というのはいろいろあると思うのですよね。どこへ相談していいのか。この体制をしっかり取ってほしいと思っております。

委員長： 現状についていろいろ、今すぐ解決できることはなかなか難しい要素もあると思うのですが、言われたご意見を尊重してやはりその政策、具体的な展開ができるように。各所轄、部署で具体的な数値あるいは文言として展開できるようにご配慮お願いします。では、富田委員、どうぞ。

委員： 初歩的な話なのですがけれども、障がいのある人の状況のところ、人口が 88,000 に対して障がい者の数が 2,700 ちょっとになっていますね。パーセンテージからいうと 30 人に 1 人くらいになってしまう。そんなに多いのだろうか。これ数字間違いではないか。

委員長： はい、では答弁どうぞ。

事務局： 間違いありません。

委員： 30 人に 1 人障がいを持っている？

委員長： はい、では林係長。

事務局： 障害者手帳なのですけれども、最近は高齢化も進んでおりますので、今高齢者全体の人数が増えた中で、高齢者が新たに身体障害者手帳を取られる方もいらっしゃいます。

委員： それが入るわけ？

事務局： 純粹に手帳所持者になります。

委員： 分かりました。それからもうひとつ。支援学級の話なのだけど、だいたい 167 名いるみたいなんだけど、小中学校の生徒数はトータルどれくらい？毎年就学指導委員会という会をやっているのだけど、そんなに多くはない。だけど毎年コンスタントに同じくらいの数があるわけですよ。だけど生徒数が年々減っている。そうすると障がい支援学級移行が増える率になっているかなというのが気になっていた。だから小中学校のトータルの生徒数はどんなものかというのを知りたかった。

委員長： それは後ほど資料をお渡しするということによろしいですか。では後でお願いします。はい、渡邊委員。

委員： 2、3 教えてもらいたい。僕も初歩的なことで失礼いたしますけれども、障がいの種類別の身体障害者手帳の所持者の推移というところで、平成 29 年度 2,713 ですけれども、そのうち肢体不自由 1,450 と、内部障がい 884 と。ここでの内部障がいは何を意味しているのか。

委員長： では林係長、いいですか。

事務局： 内部障がいでございますが、主には心臓、腎臓、膀胱、大腸等、それから透析を受けてみえる方も内部障がいになります。割合としては 2 番目に多いです。

委員： これだけの件数になっているから。1,450 に対して 884 もあるわけだから、心臓と腎臓だけでこれだけかなと。どんなのが入っているのかなと思って聞く必要があると。そういうことを調べて後でまた。

委員長： 詳細について資料をまた提示いただくようにお願いします。続いて渡邊委員、質問をどうぞ。

委員： 安全・安心の基礎づくりの 107 ページのところですがけれども、公共施設のバリアフリー化と障がい者が住みやすいまちづくりを進めてきましたと書いてある。言葉ではそうなのだけれども、これを単位としてどういう単位でこういう言葉になったのか。項目なのか科目別なのか面積別なのか、意識改革も入るかもしれませんが、特に 3 年間どんな状況でこれが進んできたかということが分かるとあま市がすごくこういうことには力を入れているなというこ

とが分かりますけれども、言葉だけでは何がなんだか分かりにくい。実態はこうなのだというようなことを教えてもらえるといいかな。

委員 長： 当局、もし数値的なものや具体的な説明があれば。はい、では林係長どうぞ。

事務 局： 数値については分かりかねるところがあるのですが、公共施設はすべてのところにバリアフリー化されているという認識はございますが、細かい気付きの部分では先ほど岡崎委員様がおっしゃられたように、屋根がついていないところがあるのではないかとか、そういった細かいことはあるかと思えます。

委員 長： 今の答弁でご納得いただけましたか。

委 員： この3年間こんなことをバリアフリー化してきたと。3年前はこんなだった。今ここまできた。そういうやっているなというものが欲しい。今出さなくてもいいですけど、また今度の会合でそれもやってもらおうと、公共施設ばかりでなく障がい者に住みやすいまちづくりをやっているのだということが分かる根拠になるものが欲しい。

委員 長： 合わせて岡崎委員、関連で何かありましたら。

委 員： 確かに公共施設はほとんどバリアフリー化という形にはなっている。ただ運用面でどこまでいっているかというのが。例えば点字ブロックがありますよね。点字ブロックに従って入って行って正面玄関の自動ドアが開きました。その先に何かがあるか。点字ブロックがなくなってしまって、なにか物が置いてあったりバリケードがしてあったり、そういうものを見受けますね。そういう部分が本当にある。運用面がもうちょっと、という。先ほど病院の話も出させてもらったのですが、公共施設の関係で3m上がっているといったら、僕の知っている限り、この病院と津島の暁中学。あそこは3mくらい上がっています。今度新庁舎がやっぱり2~3m上がりますよね。その場合にどうなるかなという。病院を責めるわけではないですけど、病院の前で救急車呼ぼうかと、上れないからということで、そうになってしまう。例えば僕自力で折り返しのスロープを、このレベルで上がるかなというくらい。それであれば、前までは行った。上がれないから救急車に上げてもらう。そんなようなイメージしか持てない。新庁舎の関係とか、暁中学も昔行ったことあるのですが、僕のイメージでは公立の中学校でなくて、私立の高校みたいなイメージ、僕が受け止めた感じでは。確かに低いところだから、上げざるをえないかもしれないですけど、とは思います。

委員 長： 施設に対する、既存の施設と将来庁舎に関するご意見がありましたが、現実に使われている方が運用しやすいあるいは実際に通れるということも意見ですので、これから新庁舎に特にその辺の意見を反映していただくようにお願いします。はい、渡邊委員。

委員： 110 ページのところに地域住民の福祉の推進と地域のあらゆる住民が役割を持って支え合いながらいくのだと。そしてその前の 109 ページを見ると、保健・医療の課題でかかりつけ医師や看護師や家族・知人の、と書いてありますけれども、特にここ、そういうケアの問題や福祉が考えを独立してきたということで、いわゆるかかりつけ薬局、かかりつけ歯科医師というものもあるわけですから、ここら辺を表記できないかな。それは何でかということ、もともと 110 ページには地域のあらゆる住民が役割を果たし支え合うということが基本になっていますから、この文言を修正、追加できないかな。

委員長： はい、では事務局お願いします。

事務局： 今教えていただいた件は、109 ページのところでもかかりつけの病院や薬局といったような表記をどこかに追加をということでよろしいでしょうか。

委員： かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、かかりつけ薬局。この 3 つが入ってきてどんな福祉の会議でもこの言葉がいつも出てくるわけだから、そろそろこの福祉の本部も出てきてもいいかなとそんな気がいたします。

事務局： ご意見ありがとうございます。

委員： すみません、一番先に言わなくてはいけなかったのですが、グループホームに関する記載がすごく今回増えていまして本当にありがたく思います。特に重度の子達が入るところが不足しているのでそれを重点的にとは書いていませんでしたけど、そういう言葉が入ったということだけでも私にとってはとても心強く思っています。具体的にどのように既存の一般法人さんに働きかけられるのかそれがネックになっていくと思うのですよね。黙ってやってちょうだいとホームページで公開しています、募集していますと絶対儲かる仕事ではないですので、どこも手を挙げてこないと思いますので、そこをどうやってこういうニーズがあるから何とかという形で持って行っていただけたら嬉しいと思います。そこは本当に切にお願いしたいと思います。

それと先ほどの障がい者の合理的配慮。こんな話があったのです。甚目寺に住むうちの会の会員さんで、子どもさんが二十歳になりました。初めての選挙がありました。だから二十歳になった記念と言っては変ですけど、二十歳になったのだから投票所に一緒に行きたいと思って電話して問い合わせたそうです。そうしたら係の方が喋れますか？と聞かれた。喋れません。字書けますか？書けません。じゃあ駄目ですね。けんもほろろに断られたそうです。ちなみにうちの娘も字は書けません。喋れません。でも意思表示はできますといつも言っているのです。意思表示はできます。指差しはできます。だから例えば知的障がいだからそんな態度になったのであって、ALS の患者さんなんかは知的にはすごくしっかりしていて、アイコンタクトで表示して、選挙に参加したいと思っている方が絶対選挙されていると思うのですよね。言葉が喋れない、字が書けないというただその 2 点だけで駄目ですと断るのはどうかと。やっぱりそう

いうことは現にあま市で起きたわけですので、そういう問い合わせに対応して下さるためには合理的な配慮もしていただけるとせつかく親としても子どもとしても二十歳になった、選挙権を得られた、と喜んで問い合わせしたらすごくショックだったとお母さんが言っていましたので、その辺も配慮していただけるようになると思います。

それから、111 ページにあります、福祉避難所の開設なのですが、3 年前のところにも同じような感じで書いてありまして、3 年前は福祉避難所を増やしていく必要がありますと書いてあって、今回は増やし、なおかつ障がい特性に配慮した社会福祉施設への一時入所というのが増えたのですが、実際福祉避難所というのは、例えば小学校だとかコミュニティセンターとか防災センターとかというのが一般の避難所になっていますよね。そこに現実にあるわけですか？ないですよね。希望があったらその一角を福祉避難所にするとか例えば学校だったら空き教室を避難所にしていただけたらというのが現実ではないのでしょうか。それとも私の認識不足で実際に最初からあるのでしょうか。その辺が曖昧で、開設しますといっても、じゃあいざとなったらどこに開設するの？結局一般の人が入ってきて一晩目はお互い様で我慢できると思いますけれど、2 日目、3 日目一般の方たちが疲れが溜まってイライラしてきて、私たちの子どもが叫声を上げたり駆け回ったりしたら、ますますイライラされますよね。2 日目、3 日目くらいから一緒に避難することのネックになってくると思うのですよね。ですから、最初から小学校の避難所に指定されたらその一角というのが確定されているのか、確定されていないのか。そういう説明を1 回も聞いたことがないので、その辺を詳しく知りたいです。お願いします。

委員長： それでは当局、2 つあったと思うのですが、選挙に関することについては非常に残念な状況にあったと思うのですが、そういう対応も含めて当局のほうから意見を順番にどうぞ。

事務局： 実は窓口で同じ人かどうか分からないのですが、同じような事例の方が相談で私が直接お聞きしました。それで状況も確認させていただいて、担当者レベルではあるのですが、選挙管理委員の職員にその事実を申し伝えました。選管のほうで細かいマニュアルがないようなのです。ただ、そういったことはこれから整備していかないといけないということで、来年4 月にも選挙がありますので、そういう意味で配慮していただけないですか、という話はさせてもらっています。

事務局： 私ちょっと総務課が長かったものですから答えさせていただきます。窓口で投票所のところで静谷さんがおっしゃられるように、ご相談させていただいて、静谷さんのように意思表示ができますとお聞きすれば代理投票という制度がございますので、我々の職員のほうが1 人付かせていただいて、一緒に記載台をまわらせていただいて、意思表示をしていただいて代理に記入させていただく。代理投票ですので、投票録のほうにも誰々の方の投票に関しては誰々が立ち会いましたと記録します。今、林係長はないと言いましたけれどもマニュアルはあります。ただ、我々の職員だったのか、派遣の方だったのかというのが分かりませんが、当然担当のほうには今後説明を行う際に、最初に聞き方をちゃんとするようにと伝えます。せつかくの一票

ですので、我々のほうも投票率が上がって越したことはないものですから、大変ありがたいお話です。皆さんの大事な一票をいかしていきたいと思っておりますので、選挙管理委員会に対しても今申し上げたように今後徹底するよとということと、来年4月は市長選挙もございしますので、よろしくをお願いします。

委員： ありがとうございます。杓子定規じゃなくてソフトな対応、せつかく一票をいかしたい、貰った選挙票をいかしたいと思っている思いを受け止めてもらえるような対応をしていただけると本当に嬉しいと思います。よろしくをお願いします。

委員長： では、もうひとつのほうを。

事務局： 2点目の避難所についてですけれども、こちらも担当の安全安心課のほうにもざっとは見ていただきました。これも担当者レベルではあるのですけれども、私も障害福祉系の係長として、こういう障がいのある方への避難所について、ざっくりではなくてももう少し具体的なお示しをしていきたいというのがございますので、安全安心課とも協議をして進めていきたいと思っております。

委員： ありがとうございます。

委員長： はい、岡崎委員。

委員： これ、聞き取り調査のときに言っていますよね。あま市身体障害者福祉協会の段階で、聞き取り調査、僕も同席させてもらったのです。111ページ、防災・防犯等という項目ですけど、自然災害による危険から避難警報ではなくて、例えば避難準備情報の段階で、例えば1級の障がい者とかそういう方はもう避難しなさいと。それでどこ行くかというのを分かっていないのです。その次の項目にある。この前も出ていましたよね。出ていたけどどこに行くの。例えば旧甚目寺であれば福祉センター。その中に保健センターがあるからそこですよと。どこにあったのかなという感じなのです。その中で本当に大丈夫なのかという面が。先ほど言われるように、今の段階で国の指針としては避難準備情報、例えば高齢の方とか障がい1級、2級の方はその段階で避難をしてくださいという段階なのですよね。それで広報のメールの中でどこどこ開きましたと流れてくるので、もっと明確にしてほしい。明確にしないと行くところがない。行くところがないというかどこに行くのか。先ほど言われるように、僕らも協会にいて、重い障がいを持っていますので、本当にそれが長期に耐えられるのか。プライバシーなんかも恐らくないと思うし。前向きでやっついていかないと、まず行けなくなってしまうのではないかと思います。

事務局： 当局、今のことはいろんな職務が関わってくる内容ですので、即答はできないかもしれませんが、貴重なご意見として具体性を持たせるための意見として何らかの形で反映するように

よろしく申し上げます。

委員： 計画のことなのですけれども、9 ページのところに 2 番の障害者手帳所持者数というところがあると思うのですけれども。(1)から(7)までであると思うのですけれども、所持者の状況については(1)、(2)、(3)までかなと思うのですけれども、障がい者の状況ということであれば。

もうひとつは、先ほど障がい者の高齢化の問題というのがあったのですけれども、それを言おうと思うとやはり年齢構成のところ、知的障がいのところには 65 歳以上とあるのですけれども、他は年齢構成がないものですから、できたら 3 障がいに年齢構成、18 歳以上ではなくて、65 歳以上ということでもし表せるなら表したほうが、より高齢化の問題ということが出てくるかと思えます。

それからもうひとつ、障がい者の中に難病も含まれていると思うのですけれども、これでいきますと難病の状況が全然ないものですから、例えば指定特定疾患の総支援者数とかそういったところで少し表せれば。障がい者の状況の中にぜひ難病も入れていただければと思いました。

それからもうひとつ、115 ページ、32 年度の数値目標というところがございまして、この中に国の指針ということで書いてありまして、市の考え方というか市の目標というのがきつと数値と備考のところを書いてあるのかなというふうに思うのですけれども、備考のところの表現を少し検討していただけるといいのかなと思うのですけれども。国の指針ではというところで各項目、国の指針については書いてあるのですけれども、市の考え方とか市の目標というところが、表の中に入って備考のところにあるのですね。例えば 32 年度末で地域生活支援移行者数 2 人。2 人の根拠というのが 28 年度末時点の施設入所者数の 3.1 パーセント以上という市の目標があって、その数が 2 人という、そういう意味ですか。市はこういうふうに考えているのだということをはっきりさせたほうがより良いと思います。

委員長： 辻委員のご意見で、年齢別でもう少し分けたらどうかというご意見がありましたが、それは可能ですか。

事務局： 資料の内容にもよるのですけれども、出来る範囲でお示しできたらと思います。先ほどの 115 ページの表記の仕方についても、表でお示した数値プラス言葉でも、という解釈でよろしいですか。

委員： そうですね。言葉でもいいし備考のところの表記を備考ではなくて違った表記にするといいかと。

事務局： 検討させていただきます。ありがとうございます。

委員： ちょっと手直しするだけでというか、災害発生のできれば早い時期に、障がい者や妊婦やさらに高齢者に配慮をし、避難所を開設するという、言葉にすればこれで終わりのような気がする。あえて何だかんだと言わないでも。このことを言うとなんかちょっと丁寧さが出るというか、

この福祉避難所という意味も浮かび上がってくるような私は気がする。

委員長： ありがとうございます。その他にどうですか。よろしいですか。

それでは質問もこれでだいたい出たようですので、次に進ませていただきます。(2)あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等(素案)パブリックコメントの実施についてを議題とします。それでは事務局、説明をお願いします。

(2)「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等(素案)」パブリックコメントの実施について

事務局： それでは資料 2 のあま市障がい者計画及び障がい福祉計画等パブリックコメントの実施についてをご覧ください。本日お示しさせていただきました素案と本日皆様にご意見いただいた案件について、修正等をした上で資料 2 の通りパブリックコメントの実施をさせていただきます。期間といたしましては平成 29 年 12 月 18 日月曜日より平成 30 年 1 月 17 日水曜日までで、場所は甚目寺庁舎、本庁者、七宝庁舎での 3 ヶ所になります。また、市のウェブサイト、郵送、FAX でも受付はいたします。いただきましたご意見は内容のみ公開いたします。また、1 月号の広報にも掲載をする予定でございます。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

委員長： ありがとうございます。本件に関しましてご質問ございましたらお伺いします。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようですので、これで議事を終了させていただき、その他に入らせていただきます。事務局のほうから説明がありましたらお願いします。

3. その他

事務局： 次回の策定委員会を、次第の最後にも書いてありますが、平成 30 年 1 月 29 日月曜日に開催を予定しております。ご都合はいかがでしょうか。ご出席をよろしく願いいたします。なお、本日の報酬につきましては、後日指定された口座に振込みをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

委員長： 特に異論がなければこの日程で進めるようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日のあま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を閉会といたします。皆さんどうもありがとうございました。